

1 大気の状態

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行っています。また、年2回のダイオキシン類調査も行っています。

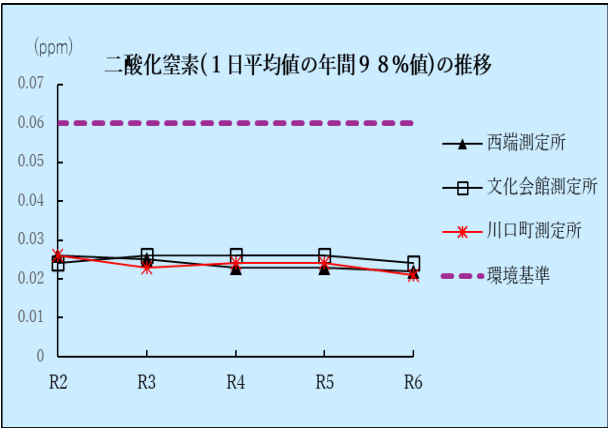
測定地点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	○	○			○	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場					○		-
碧南市文化会館測定所	愛知県	○	○	○			自動車排出ガス測定局
碧南市川口町測定所		○	○	○			一般局

(1) 二酸化窒素の状況

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準の評価は「年間にわたる1日平均値のうち低いほうから98%目に相当するものが0.06ppm以下であること」とされています。令和6年度はすべての測定局で環境基準の評価を達成しています。



(2) 浮遊粒子状物質（SPM）の状況

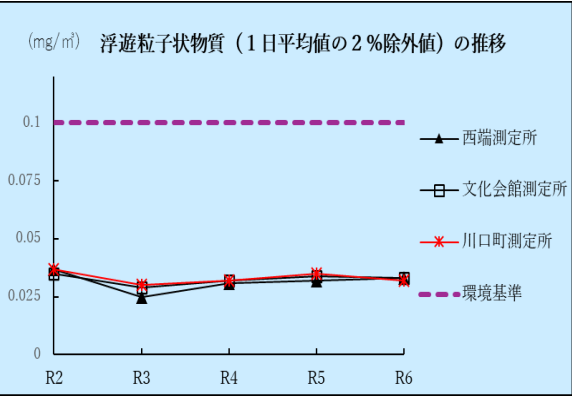
浮遊粒子状物質は、粒径10マイクロメートル（1マイクロメートルは1mmの1/1,000）

以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。

環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」とされています。また、評価方法は測定日1日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準と照らし合わせた長期的評価（評価方法の詳細はP.49）があり、それぞれに基づいて評価をします。令和6年度は、環境基準を満たしています。



(3) 光化学オキシダントの状況

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」や「碧南市LINE公式アカウント」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにしてください。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

項 目	年度				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	0	0	0	3	2

(4) 大気中ダイオキシン類の状況

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成１０年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0．6 p g－T E Q／m³以下であること」とされています。令和６年度は、環境基準を満たしています。

測定地点	調査機関	年度				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	0．0 2 4	0．0 2 3	0．0 2 3	0．0 2 0	0．0 2 7

2 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるＢＯＤ等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特性が原因と思われます。

(1) 健康項目

健康項目である９項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、陰イオン界面活性剤）について、９調査地点で年２回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

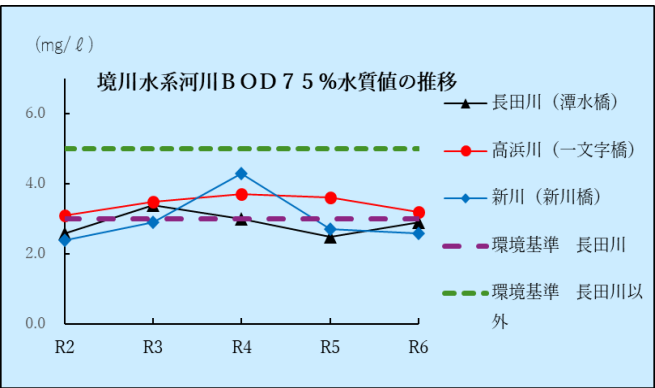
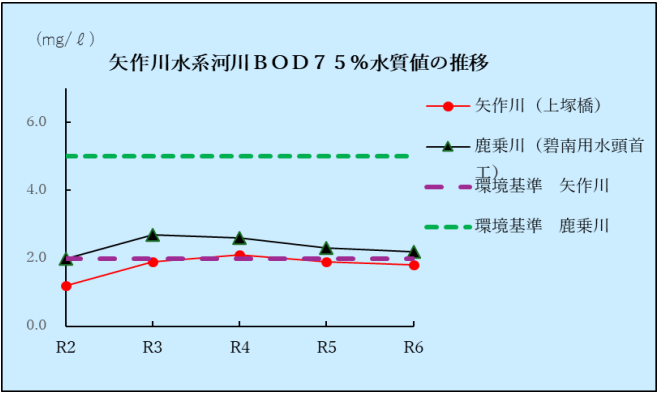
(2) 生活項目

ア 河川

市内の主な調査河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川）に大別されます。河川はＢＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁

状況を判断します。

令和６年度はすべての河川で環境基準を満たすことができました。

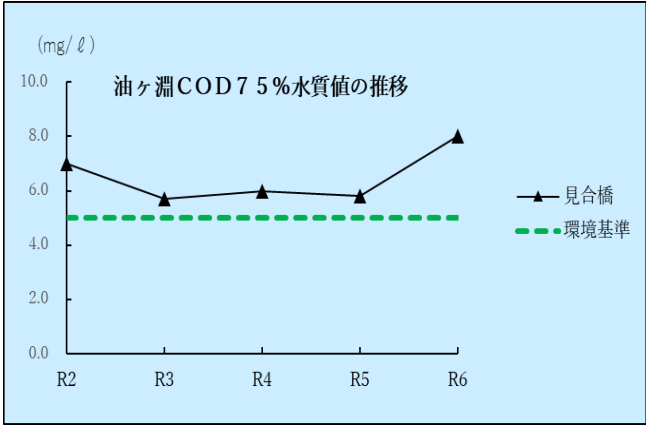


イ 湖沼

湖沼は、ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準は5 m g／ℓ以下とされています。

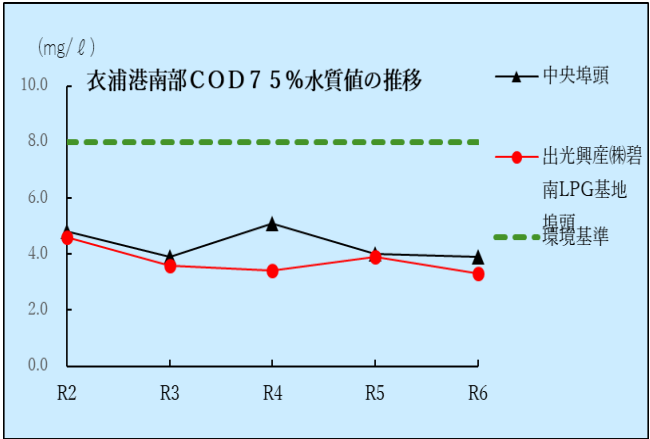
令和６年度も基準を満たしていませんでした。



ウ 海域

海域は、湖沼同様ＣＯＤを代表的指標とし、７５％水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では２地点で測定を実施しています。令和６年度も環境基準を満たしていました。



3 騒音の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和6年度は、市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音4地点の調査を実施しました。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

(1) 環境騒音

24時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

類型 -No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル				
						年度				
						R2	R3	R4	R5	R6
A-1	第一種低層 住居専用地域	碧南市哲学たい けん村無我苑	坂口町 2-3	昼間	55	46	42	42	43	51
				夜間	45	36	32	35	36	41
A-2	第一種中高層 住居専用地域	下山公園	入船町 1-60	昼間	55	50	52	46	47	47
				夜間	45	43	40	39	38	39
B-1	第一種住居地 域	碧南市上水道 第2配水場	二本木町 4-37	昼間	55	47	45	46	46	47
				夜間	45	39	41	40	40	37
B-2	第一種住居地 域	碧南市 西端公民館	半崎町 3-60	昼間	55	51	46	48	51	48
				夜間	45	43	35	38	37	40
B-3	市街化調整区 域	碧南市 前浜集落センター	前浜町 1-80	昼間	55	51	49	47	46	44
				夜間	45	42	38	38	40	44
C-1	近隣商業地域	碧南市役所 庁舎西	松本町 28	昼間	60	47	53	48	51	49
				夜間	50	40	45	41	42	45
C-2	準工業地域	踏分公園	踏分町 1-101-1	昼間	60	53	51	51	48	50
				夜間	50	44	44	43	43	40
C-3	準工業地域	若宮公園	若宮町 7-19	昼間	60	47	52	51	51	51
				夜間	50	40	46	42	40	41

(2) 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、(注) 幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

令和6年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道247号線、県道安城碧南線、県道道場山安城線等の沿線の16地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数3,452戸中昼夜ともに環境基準値以下は3,426戸でした。

路線等 項目 1		全体	1	2	3	4	5	6	7
			一般 国道 247号	県道 安城 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 道場山安 城線	県道 西尾新川 港線	県道 平坂福清 水線	県道碧南 高浜環状 線
評価区間延長	Km	25.8	5.0	3.1	5.1	5.4	1.4	3.0	2.8
評価区間数	区間	16	4	2	2	3	1	2	2
住居等戸数	戸	3,452	290	565	1010	505	246	304	532
昼夜とも 基準以下	戸	3,426	264	565	1010	505	246	304	532
	%	99.2	91.0	100	100	100	100	100	100
昼のみ 基準以下	戸	1	1	0	0	0	0	0	0
	%	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夜のみ 基準以下	戸	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昼夜とも 基準超過	戸	25	25	0	0	0	0	0	0
	%	0.7	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4 公害苦情件数

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

令和6年度に受け付けた公害苦情は48件で、住居系地域及び準工業地域で大気汚染、騒音の苦情が占めています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

公害の種類	年度										合計
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
大 気	22	22	32	30	25	14	24	23	18	20	230
水 質	5	9	8	10	7	3	5	4	2	2	55
騒 音	21	21	16	15	17	16	25	17	14	18	180
振 動	2	2	1	2	2	0	1	0	0	2	12
悪 臭	20	19	14	7	5	12	8	9	13	3	110
土 壌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	14	24	12	3	3	4	3	4	5	3	75
合 計	84	97	83	67	59	49	66	57	52	48	662

5 碧南市地球温暖化対策実行計画（区域施策）

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成23年3月に策定した本計画を平成29年3月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和3年3月に計画の改定を行いました。また、令和5年2月に温室効果ガス排出量の削減目標と削減量の見直しを行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和12年度	基準年度（平成25年度）比46％削減

(2) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和4年度では740千t-CO2となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成25年度の排出量1,049千t-CO2と比較しますと、309千t-CO2（29.5％）減っています。

温室効果ガス排出量の推移と部門別割合		（単位：千t-CO2）					
		平成25年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二 酸 化 炭 素	産業部門	704	644	641	599	564	461
	民生業務部門	100	75	73	64	76	69
	民生家庭部門	90	77	76	78	74	75
	運輸部門	146	137	131	122	122	125
	廃棄物部門	9	8	12	11	8	9
合 計		1,049	963	942	934	873	740

(3) 地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、基本施策に基づき事業を実施しました。

ア 碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(ア) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	一律	32万円
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充給電設備を同時設置する場合）	一律	22万円
住宅用燃料電池システム	一律	10万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	10万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	5万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	1万円

(イ) 補助実績					
補助対象設備	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合）	3 0	4 2	3 9	4 5	4 2
一体的導入（住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車充電設備を同時設置する場合）	0	2	1	0	0
住宅用燃料電池システム	2 0	7	8	9	6
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	8 0	7 4	8 0	8 2	9 0
住宅用次世代自動車 充電設備	1	2	3	2	1
住宅用エネルギー管理システム	2 4	2 8	2 1	3 6	2 9
補助件数合計	1 5 5	1 5 5	1 5 2	1 7 4	1 6 8
補助金額合計（千円）	18, 390	20, 260	19, 910	21, 710	27, 880

イ 次世代自動車購入費補助金

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(ア) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
電気自動車	一律	(事業用) 2 0 万円 (個人用) 5 万円
燃料電池自動車	一律	(事業用) 3 0 万円 (個人用) 4 0 万円
プラグインハイブリッド自動車	一律	(事業用) 1 0 万円 (個人用) 1 0 万円

(イ) 補助実績				
補助対象設備	R 3	R 4	R 5	R 6
電気自動車（事業用）	4	9	7	5
電気自動車（個人用）	－	2 6	2 4	1 6
燃料電池自動車（事業用）	5	1	0	0
燃料電池自動車（個人用）	－	0	0	0
ハイブリッド自動車 (ユニバーサルデザインタクシーに限る)	0	－	－	－
プラグインハイブリッド自動車 (事業用)	1	3	1 6	7
プラグインハイブリッド自動車 (個人用)	－	1 6	1 9	1 8
補助台数合計	1 0	5 5	6 6	4 6
補助金額合計（千円）	2 4 0 0	5 3 0 0	6 1 0 0	4 3 0 0

ウ 碧南市カーボンニュートラル推進支援補助金

この補助金は、市内中小企業者におけるカーボンニュートラル推進を支援し、持続的な成長及び地域経済の健全な発展に資することを目的としています。

(ア) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補 助 金 額
省エネ・再エネ設備の導入に係る事業	3 分の 1	上限 1 5 0 万円
省エネ診断・ＣＯ２削減計画の策定事業	4 分の 3	上限 2 0 万円

(イ) 補助実績

補助対象設備	R 3	R 4	R 5	R 6
省エネ診断(市独自)	－	－	5	1 5
省エネ診断(上乘せ)	－	－	1	0
省エネ設備導入(市独自)	－	－	1 4	2 8
省エネ設備導入(上乘せ)	－	－	4	1
補助対象件数	－	－	2 4	4 4
補助金額合計（千円）	－	－	1 7, 2 5 3	2 9, 9 2 3

6 碧南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、地方公共団体は市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画を策定しなければならないと定められています。碧南市は、平成12年1月から「碧南市役所環境保全率先行動計画（通称「碧のエコプラン（以下「エコプラン」という。）を策定し、市役所全体としての温室効果ガス削減行動を率先して実践しています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
令和12年度	基準年度（平成25年度）比46％削減

(1) 温室効果ガス排出量の推移（単位：t-CO2）

	平成25年度 （基準年度）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和12年度 （削減目標）
CO2 排出量	13,510	11,861	12,490	11,979	11,857	6,891
前年比	—	2.2%減	5.3%増	4.1%減	1.0%減	—
基準年比	—	12.2%減	7.5%減	11.3%減	12.2%減	—
進捗率	—	24%	15%	22%	27%	—

(2) 削減に向けた具体的な取組

ア 照明設備のLED化

市役所の施設や街路灯をLED化することで、電気使用量の削減を図っています。

公共施設のLED化の進捗状況（施設数ベース）（令和7年3月31日現在）

照明のある施設数	LED化完了施設数	LED化率
211	38	18.0％

公共施設のLED化の進捗状況（照明数ベース）（令和7年3月31日現在）

照明数	LED化完了照明数	LED化率
43,920	23,856	54.3％

イ 庁用車の次世代自動車への転換

市長車、議長車をミライに変更するなど、積極的に電気自動車、ハイブリッド自動車への変更を進めています。

市役所庁用車の次世代自動車※1への更新状況

平成25年度 自動車数※2	更新率 ％	令和6年度 自動車数※2	更新率 ％
0／160	0	24／150	16.0

※1 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車）

※2 自動車数（次世代自動車数/全自動車数）

ウ 職員による環境行動の促進

職員個々の行動意識付けや節電を行うことで、職員が率先して温室効果ガス削減の取り組みをしています。